

議案第87号

つくば市戸籍法、住民基本台帳法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等関係手数料条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和3年6月3日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市戸籍法、住民基本台帳法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等関係手数料条例の一部を改正する条例

つくば市戸籍法、住民基本台帳法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等関係手数料条例（平成12年つくば市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「手数料は」の次に「、申請」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

住民票の写しをオンラインで交付請求する際の手数料の納付時期について定めるため、この条例案を提出するものである。

つくば市戸籍法、住民基本台帳法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等関係手数料条例

(平成12年つくば市条例第44号) 新旧対照表

改正後	改正前
第1条・第2条 (略) (納付方法等) 第3条 手数料は、 <u>申請</u> 、交付又は閲覧終了の際に納付しなければならない。 2・3 (略) 第4条 (以下略)	第1条・第2条 (略) (納付方法等) 第3条 手数料は、 <u> </u> 、交付又は閲覧終了の際に納付しなければならない。 2・3 (略) 第4条 (以下略)